経済的理由による退学相談の際の対応における修学継続チェックリスト（例）

Ⅰ　退学検討の理由を確認し、修学継続に向けた丁寧な相談対応をしましたか？

Ⅱ　退学検討の理由が経済的困難である場合、以下の支援制度等に該当する学生等である可能性（詳細は別添２参照）があります。これらの支援制度等について十分に案内の上、申請等に関する意向確認を丁寧に行いましたか？

|  |  |
| --- | --- |
| 主な該当者 | 主な支援策 |
| 低所得世帯の学生等 | * 高等教育の修学支援新制度・貸与型奨学金等
* 生活福祉資金貸付制度のうち緊急小口資金等の特例、教育支援資金等
 |
| 低所得世帯以外の学生等 | * 日本学生支援機構の貸与型奨学金
* 日本政策金融公庫の国の教育ローン
 |
| 家計が急変した学生等 | □　高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応※前年度の予約採用時に採用されなかった場合でも、家計急変後の収入により対象となる可能性あり□　各大学独自の授業料等減免等 |
| 家庭から自立してアルバイト収入により学費を賄っているアルバイト収入減の学生等 | □「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』□　日本学生支援機構の貸与型奨学金※通常枠に加え緊急特別無利子貸与型奨学金も検討□生活福祉資金貸付制度等※アルバイト学生も対象労働者として、事業主が休業手当を支払った場合は、事業主に対して雇用調整助成金を支給 |
| 家庭内暴力（ＤＶ）で避難している者や児童養護施設等から通学している者等父母等から支援を受けられない学生等 | □　上記支援等※（高等教育の修学支援新制度を含め）各種制度等において、状況により、独立生計と認められる場合あり |
| 返還に不安があり貸与型奨学金等の利用を躊躇している学生等 | ※日本学生支援機構の貸与型奨学金では、返還困難者向けの支援制度（返還期限猶予・減額返還）や、所得連動型返還方式の選択が可能※生活福祉資金貸付金のうち緊急小口資金等の特例貸付では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除 |

※本チェックリストは基本的な確認事項についてまとめた例であり、実際の運用に当たっては、各大学等の実情に合わせて、また、各大学等や自治体における独自の取組も踏まえながら、適切に御対応ください。